



妊娠したら

母子健康手帳交付

母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康を守るためのものです。妊娠したら早めに母子健康手帳をもらいましょう。

初めて妊娠した人には、説明会を実施しています。毎週行っていますので体調・時間の都合のつかれるときにぜひ受講してください。(10時30分～)

妊娠中は、ふだん以上に健康に気をつける必要があります。定期的に妊婦健診を受け、医師の指導を守りましょう。

交付日

毎週水曜日(祝日を除きます)

※ご都合の悪い場合は、ご連絡ください。

ところ

保健センター(エイブル1階)

受付時間

10時～10時30分

持参品

- マイナンバーカードまたは、通知カードと運転免許証などの写真付き身分証明書
- 妊娠届出書(ホームページからダウンロードできます)

妊 娠 届 出 書									
母子健康手帳№									
市内産科(有 限) 市外転出予定(有 限)									
特記事項を記入してください。									
妊 婦 氏 名	生 年 月 日	S H	年 月 日	年 齢	産 業				
夫(パートナー)名	生 年 月 日	S H	年 月 日	年 齢	産 業				
住 所	鹿島市					姓			
今回の妊 娠	回数	出 産 回 数	出 産 予 定 日	平成 年 月 日	妊娠月(週)数	か 月 (週)			
妊 娠 の 診 断 を 受 け た 病 院									
性 病 に 関 する 健 康 診 断 の 有 無									
結 核 に 関 する 健 康 診 断 の 有 無									
以上 届出をいたします。									
平成 年 月 日									
鹿 島 市 長 様									
届出人氏名									
代理人の場合、妊婦との続柄()									
たばこを吸いますか?									
いいえ	はい (1日 本)	酒類を飲みますか?		いいえ	はい (1日 程度)				

【お問い合わせ】

保健センター TEL 0954-63-3373



不妊治療費の一部を助成します

(1)申請日において、夫、妻のいずれかまたは両方が、鹿島市内に1年以上住民登録している戸籍上の夫婦

(2)佐賀県不妊治療支援事業の助成を受けた人
→佐賀県不妊治療支援事業の承認決定通知書の交付を受けていること

助成治療

- 夫婦間でおこなった体外受精、または顕微授精
- 体外受精・顕微授精による治療の一環としておこなった男性不妊治療

助成額

医療機関に支払った額(胚管理料・入院費・食事代・証明書等文書料は除く)から、佐賀県または、他県や他市町から受けた不妊治療費助成金を差し引いた額(1回につき10万円を限度)

男性不妊治療を行った場合は、医療機関に支払った額(胚管理料・入院費・食事代・証明書等文書料は除く)から、佐賀県または、他県や他市町から受けた不妊治療費助成金を差し引いた額(1回につき10万円を限度に加算)

申請期限

治療が終了した日の属する年度(3月31日まで)

ただし、治療終了日が2、3月の場合はその年の5月末までに申請してください。

【お問い合わせ】

保健センター TEL 0954-63-3373



出産したら

戸籍の届出(出生届)

いつまでに

生まれた日から14日以内

だれが

父または母

どこへ

出生地または父母の本籍地、あるいは所在地の市区町村役場

届出に必要なもの

- 出生届書(出生証明書付、父又は母の署名押印)1通
- 印かん
- 母子健康手帳

【お問い合わせ】

市民課 TEL 0954-63-2117

国保加入者の出産育児一時金

国民健康保険の被保険者が出産したときに、出産育児一時金として42万円(産科医療補償制度未加入の場合40万4千円)を支給します。妊娠85日以上であれば、死産・流産でも支給します。

なお、出産育児一時金は、原則、お母さんが加入している健康保険から支給されますので、社会保険等の人は加入している健康保険にお尋ねください。

申請に必要なもの

- 被保険者証 ●母子健康手帳
- 出産費用の領収書(明細書)
- 直接支払制度の利用に係る医療機関との合意文書
- 印かん ●世帯主義の振込先口座の通帳

【お問い合わせ】

保険健康課 TEL 0954-63-2120

ちょっと ブレイク

出生届が14日以内にできなかったら、
どうなるの？

出生届は、お子さんをいち早く社会的に証明できるよう、戸籍法により生まれて14日以内の届出が定められています。もし、14日を過ぎたとしても、届出できなかった理由等を書類に記入していただければ、通常どおり届け出ることができます。

しかし、各種手当や予防接種等の手続きなど、お子さんの権利や生活を守るためには、出生届は1日も早く出していただく必要があります。

お仕事や病気等でどうしても14日以内に出生届を出すのが難しい場合は、早めに市役所市民課までご相談ください。

赤ちゃん相談

話ができない赤ちゃんだからこそ子育ての苦労がつかみません。

身長・体重測定を行っていますので定期的に来て赤ちゃんの成長を記録していくのはいかがですか。

相談を希望される人には、保健師や栄養士、歯科衛生士がお話を伺います。お母さん同士赤ちゃん同士の交流もできます。おじいちゃんやおばあちゃんと一緒に来る赤ちゃんもいます。気軽にお越しください。

相談日の目安

第3水曜日(祝日を除きます。また、日程は変更になる場合があります)

ところ

保健センター(エイブル1階)

受付時間

13時30分～14時30分

相談できる方

乳幼児と保護者

相談相手

保健師、栄養士、歯科衛生士

持参品

母子健康手帳



【お問い合わせ】

保健センター TEL 0954-63-3373

家庭訪問

こんにちは赤ちゃん訪問

母子保健推進員が生後4か月になる前までの市内すべての赤ちゃんのお宅を訪問し、4か月児健診の案内をお渡しします。

赤ちゃん訪問

保健師が赤ちゃんのお宅を訪問し、体重測定、予防接種についての説明、育児相談等を行います。
※希望される人はご連絡ください。

その他

妊娠・出産・育児等に関して訪問が必要な場合は保健師がお伺いします。

【お問い合わせ】

保健センター TEL 0954-63-3373



子育て支援

低出生体重児の届出及び訪問指導

赤ちゃんの出生体重が2,500g未満のとき

出生体重が2,500g未満の低出生体重児については、母子保健法により、出生後速やかに市町へ届出ることが義務付けられています。「低体重児届書」(ホームページからダウンロードできます)を記入し、出生届出時に保健センターへご提出ください。

出生体重が2,000g以下で入院が必要な場合、医療給付や家庭訪問等の支援が受けられる場合があります。

低出生体重児出生届	
乳児	氏名 姓 名 生年月日 年 月 日 出生週数 週 日 出生場所 出生地 氏名 姓 名 生年月日 年 月 日 出生週数 週 日 出生場所 出生地 氏名 姓 名 生年月日 年 月 日 出生週数 週 日 出生場所 出生地
母親	氏名 姓 名 生年月日 年 月 日 出生週数 週 日 出生場所 出生地 氏名 姓 名 生年月日 年 月 日 出生週数 週 日 出生場所 出生地
父親	氏名 姓 名 生年月日 年 月 日 出生週数 週 日 出生場所 出生地 氏名 姓 名 生年月日 年 月 日 出生週数 週 日 出生場所 出生地
備考事項	母子保健法第18条に基づき、低体重児の届出を届出ます。 届出者住所 氏 名 (自署もしくは記名押印) 乳児との関係 鹿島市 様

未熟児養育医療給付

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。ただし、世帯の所得税額に応じて、入院治療の一部は自己負担となります(子どもの医療費助成制度により、ひと月1,000円の自己負担となります)。

対象となる人

鹿島市内に住民登録している満1歳未満の未熟児で、出生時の体重が2,000g以下、もしくは身体の発育が未熟な状態で生まれ、療育医療を受ける必要があると判断されたときに対象となります。

申請書は市のホームページからダウンロードできます。

対象となる症状

- 出生時体重が2,000g以下のもの
- 生活力が特に薄弱であり、一定の症状があるもの

【お問い合わせ】
保健センター TEL 0954-63-3373

母子健康手帳アプリ

「母子健康手帳アプリ」を導入して、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進しています。このアプリは、幸せな妊娠・出産・子育てを楽しむためのアプリです。

ぜひ、アプリをダウンロードし、子育てに役立ててください。

※利用料金は無料です。(通信費は利用者負担です)

何ができるの？

①健診の記録をデジタル化・グラフ化できます！

お子さまの「予防接種記録」やママの「健康診査」など、すべてデジタル化・グラフ化し、成長に関する日々の日記を簡単に残せます。



②お子さまの成長を簡単に共有できます！

お子さまの「健診の記録」や「成長日記」を家族と共有して、一緒に子育てを楽しめます。

③妊婦・出産・育児期に役立つ情報が簡単に手に入ります！

鹿島市からの子育てに関する情報や専門家監修の信頼できる情報を妊娠週数・お子さまの月齢に合わせて配信します。



対応機種

スマートフォン・タブレットやパソコンでも利用可能です。

利用方法

GooglePlay/AppStoreで「母子健康手帳アプリ」をダウンロードするか、下のQRコードを読み取り、ダウンロードしてください。

その他

健康診査や医療機関での予防接種時等は、これまで通り母子健康手帳(紙)の提示が必要です。



【お問い合わせ】
保健センター TEL 0954-63-3373

子育て支援

2か月児相談

誕生から2か月が経ち、お子さんとの新しい生活は、毎日楽しいばかりではなく驚きや心配、不安を抱いてしまうことも多いのではないのでしょうか。

この時期に、市では2か月児相談を実施しています。体重測定、乳幼児健診や予防接種の話、保健師による個別相談などを行います。

相談の内容

体重測定・個別相談

ところ

保健センター(エイブル1階)

相談できる方

2か月児と保護者。事前に日程案内・エジンバラ産後うつ病質問票が入ったものをお送りします。

受付時間

13時30分～13時50分

相談相手

保健師

持参品

- 母子健康手帳
- エジンバラ産後うつ病質問票

【お問い合わせ】

保健センター TEL 0954-63-3373

離乳食教室

「そろそろ離乳食をはじめようかな・・・」「離乳食をはじめたけれど、これでいいのかな？」など離乳食のいろいろな疑問・質問にお答えします。

参加費無料・予約不要で、保護者さんだけの参加也大歓迎です。ぜひご参加ください。

ところ

保健センター(エイブル1階)

対象者

【前期】5か月～6か月児の保護者
【後期】8か月～10か月児の保護者

持参品

- 母子健康手帳
- その他、赤ちゃんのオムツやミルク等必要なものは持参してください。

内容

10時～10時30分 受付
10時30分～ 栄養士による離乳食のお話

【お問い合わせ】

保健センター TEL 0954-63-3373



幼児食教室

お子様の食事で日々悩んでいる保護者さん、望ましい子どもの食事についての学習会を開催します。簡単にできる手作りおやつクッキングや試食、歯の話もあります。

参加費無料。要予約(先着10組)。参加をお待ちしています。

ところ

エイブル2階 調理室

対象者

1歳6か月児～就学前のお子さんと保護者

持参品

母子健康手帳
飲み物(お茶等)
エプロン
三角巾
手拭きタオル

内容

10時～10時30分 受付

10時30分～12時

おやつ作り・試食・栄養士による幼児食のお話・歯科衛生士による歯のミニ講話(歯磨きの実演)



【お問い合わせ】

保健センター TEL 0954-63-3373

ひろばの集い

季節に応じた行事、手遊び・運動遊びや読み聞かせ、子育てクッキング等を通して、子ども同士、親同士の交流を広げる楽しい時間です。初めての方も気軽にどうぞ。

ところ

子育て支援センター(市民交流プラザ「かたらい」4階)

子育てひろば わ・わ・わ ぽっと

開催日

◎毎月 第2月曜日 11:00～

◎毎月 第4月曜日 11:00～

※不定期で開催される「ひろばの集い」もあります。

対象年齢

5か月児～未就学児と保護者

活動報告

公式Facebookをご覧ください。

子育て支援センター(市民交流プラザ「かたらい」4階)

子育てひろば わ・わ・わ ぽっと(Facebook)

【お問い合わせ】

子育て支援センター TEL 0954-63-0874



子育て支援

子育てなんでも相談

相談の内容

育児の悩みや不安、心配事など気軽にご相談ください。ちょっとしたことで結構です。一緒に考えましょう。電話・来訪相談を受け付けています。

とき

毎日（火曜日、祝日や年末年始を除きます）

受付時間 10時～17時

ところ

子育て支援センター
（市民交流プラザかたらい4階）

相談できる方

子育てに関することならどなたでも

相談相手

子育て支援センター指導員（保育士、保健師等）。心理士や助産師等の対応も可能です。

予約方法

特に必要ありませんが、来訪による相談を希望される場合は、職員が不在の場合がありますので事前に電話でご確認ください。予約することもできます。

【お問い合わせ】
子育て支援センター TEL 0954-63-0874

フッ化物塗布

むし歯予防の一環として、1歳6か月児健診対象者、2歳0か月児、3歳6か月児健診対象者を対象にフッ化物塗布を実施しています。お子様1人につき3回の塗布を受けることができます。必ず歯磨きをしてお越しください。



【お問い合わせ】
保健センター TEL 0954-63-3373

チャイルドシートの貸し出し

子どもが生まれてから、チャイルドシート購入までの準備期間（6か月以内）として、チャイルドシートを無料で貸し出します。

【お問い合わせ】
総務課 TEL 0954-63-2113

病児・病後児保育

病気回復期にあるお子さまを自宅で保育できない場合、小児科医に併設した保育室で一時的にお預かりします。

利用の前に事前の登録が必要です

施設に備え付けの「登録票」をご記入の上、事前に利用したい施設に提出してください。予約制となっております。事前に利用したい施設に予約をしてください。

なお、予約状況によっては利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

利用の際には

「医師連絡票」と「申請書」「保護者から病状連絡票」が必要です。

かかりつけの医師から「医師連絡票」を記入していただき、「申請書」「保護者からの病状連絡票」とあわせ、利用の際に提出してください。

利用可能施設

- 樋口医院（嬉野市） TEL 0954-43-1652
- 古賀小児科内科病院 内『スマイルルーム』（江北町）
古賀小児科内科病院 TEL 0952-86-2533
スマイルルーム TEL 0952-86-3890

【お問い合わせ】
福祉課 TEL 0954-63-2119

子育て短期支援事業

家庭において一時的に児童の養育が困難になった場合に、施設において一定期間、養育・保護を行います。

対象者

児童の養育が一時的に困難となった家庭で、鹿島市に住所を有する児童

利用方法

事前に福祉課で申し込みが必要です。
※施設への送迎は保護者が行ってください。
※施設の定員・行事等により受け入れができない場合がありますのでご了承ください。

実施施設

- 児童養護施設 済昭園（嬉野市）
嬉野市塩田町大字五町田甲3443番地
TEL 0954-66-2138

事業内容

- ショートステイ
短期間、児童を施設で宿泊を伴ってお預かりします。
- トワイライト
児童を施設に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行います。

【お問い合わせ】
福祉課 TEL 0954-63-2119

子育て支援

母子保健推進員

鹿島市の子育て協力隊として子どもたちの健やかな成長を助けるお手伝いをしています。

推進員は、鹿島小学校区6人、明倫小学校区に7人、能古見小学校区に4人、古枝小学校区に3人、浜小学校区に3人、北鹿島小学校区に4人、七浦小学校区に3人、合計30人の方々に活動していただいています。

赤ちゃんや子どものことで聞きたいこと、悩み事がありましたら気軽にご相談ください。市の保健師と連携をとりながらご相談に応じます。

母子保健推進員の具体的な活動内容

- 赤ちゃんがいる家庭を対象とした訪問
- 乳幼児健康診査のお手伝い

【お問い合わせ】
保健センター TEL 0954-63-3373



食育

食育とは？

食育とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものです。

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることが目的です。

6月と11月は佐賀県の食育月間

テーマ「早ね・早起き・朝ごはん」

佐賀県では、食育への意識を高め、実践を促すために食育推進強化月間が定められています。

毎月19日は第3金・土・日曜日は「食育の日」

佐賀県では毎月19日と、週末にゆっくり家族で食育について考えてもらえるよう第3金・土・日曜日も「食育の日」と定められています。

正しい食習慣づくりは、子どもだけでなく大人にとっても大切です。

食育月間や食育の日を機会に食生活の大切さを見直し、週末にゆっくりご家庭で食育について考えてみましょう。

朝ごはんの重要性

朝ごはんをきちんと食べることは、脳のエネルギー源であるブドウ糖を補給します。ブドウ糖は脳の唯一のエネルギー源です。

睡眠中に下がった体温が上昇することで、1日を気持ちよくスタートさせ体力や気力、集中力を高めます。

また、基本的な生活習慣の確立や生活リズムを整えます。

朝ごはんは1日のパワーの源！気持ちよく1日をスタートするために、朝ごはんを食べましょう。



ちょっとプレイク

朝ご飯、食べると食べないでは大違い！

どうして子どもにはしっかりと朝ごはんを食べさせなければいけないのでしょうか。朝ごはんを食べないまま登園すると1日の最初の食事はお昼の給食やお弁当になります。

つまり、子どもはその時間までエネルギー補給ができないまま動き続ける事になるのです。

朝ごはんを食べる子どもと食べない子どもでは集中力にも差が出ると言われています。朝ごはんを抜く事で血糖値も上がらず体温もなかなか上昇しません。寝起きのボーっとした状態のままお昼ご飯の時間までを過ごすのです。子どもによっては貧血の症状が出る場合もあります。朝ごはんを摂る摂らないで勉強や身体能力の差も開くというのはエネルギーがしっかりと補給できているかどうかの差なんですね。

子育て支援

児童虐待に関する相談・通告

児童虐待かも…と思ったら、すぐに相談・連絡をください。

虐待を受けている子どもがいる、虐待している家庭を発見した場合など、「もしかしたら？」と思われた場合は佐賀県中央児童相談所(0952-26-1212)や鹿島市に相談・連絡ください。専門の相談員が対応いたします。
また、連絡は匿名で行うことも可能です。秘密は守られますのでご安心ください。

児童虐待とは？

児童虐待防止法では以下のとおりの分類で定義されています。

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める など
性的虐待	性交渉、性的行為を強要する、性的行為を見せる、ポルノの被写体にするなど
ネグレクト (養育放棄または怠慢)	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	無視する、罵声をあびせる、兄弟間で差別的に扱う、目の前で他の家族に暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV)など

虐待防止のためには地域で温かく見守ることや、さりげない声かけが大切です。

あなたの一本の電話で救われる子どもがいます

虐待かも？と思った時などに、すぐに児童相談所に相談・通告ができる全国共通の電話番号も開設しています。

児童相談所
全国共通ダイヤル
3桁ダイヤル

189

いち はや く

(通話料が発生します。なお一部のIP電話からはつながりません。)

【お問い合わせ】
福祉課 TEL 0954-63-2119

乳幼児の健診

乳幼児健康診査

大切なお子さんの健やかな成長を見守るために、定期的な健康診査を受けましょう。

健診費用は無料です。

保健センターで実施する健診(4か月・1歳6か月・3歳6か月)を受診できない人はご連絡ください。

4か月児健診

対象 生後3か月～4か月

場所 保健センター(エイブル1階)

※対象者には個別に案内をお送りします。

9か月～10か月児健診

対象 生後9か月～10か月

場所 佐賀県・福岡県・長崎県内の医療機関(小児科)

※乳児一般健康診査受診票を使って受診してください。

1歳6か月児健診

対象 1歳6か月～1歳7か月

場所 保健センター(エイブル1階)

※対象者には個別に案内をお送りします。

3歳6か月児健診

対象 3歳6か月～3歳7か月

場所 保健センター(エイブル1階)

※対象者には個別に案内をお送りします。

注意事項

※乳児一般健康診査受診票は4か月児健診受診の時に过渡しします。1歳の誕生日の前日までに使用してください。

【お問い合わせ】
保健センター TEL 0954-63-3373



乳幼児の予防接種

予防接種

子どもは抵抗力が弱く病気にかかりやすいですが、予防できる病気もあります。

予防接種は、子ども自身が免疫をつくって病気を予防する助けとなりますので、お子さんの健康のため計画的に予防接種を受けましょう。

BCG(結核)

生後3か月から1歳に至るまで(1歳未満)

四種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ)

生後3か月から生後90か月に至るまで(7歳6か月未満)で、三種混合ワクチンおよびポリオワクチンのどちらも未接種の子ども

二種混合(ジフテリア・破傷風)

11歳から13歳未満(小学校6年生には通知しています)

ポリオ(感染性の小児まひ)

※平成24年9月1日から、不活化ワクチンに変更になりました。

生後3か月から生後90か月に至るまで(7歳6か月未満)

日本脳炎

【1期】生後36か月から生後90か月に至るまで(7歳6か月未満)

【2期】9歳以上13歳未満

※平成10～18年度生まれの人(平成10年4月2日～平成19年4月1日生)は、日本脳炎の予防接種が不十分になっていることがあります。母子健康手帳をご確認ください。20歳未満までの間に不足分の接種ができます。詳しくは厚生労働省ホームページ「日本脳炎」をご覧ください。

麻しん風しん(混合)(はしか・三日はしか)

【1期】1歳から2歳に至るまで(2歳未満)

【2期】5歳から7歳未満で
小学校就学前の1年間(年長児)

水痘(水ぼうそう)

1歳から3歳に至るまで(3歳未満)
すでに水痘に罹患した人は対象外です。

ヒブワクチン(Hib感染症)

生後2か月から60か月に至るまで(5歳未満)
※接種開始月齢によって接種回数異なります。

小児用肺炎球菌ワクチン(小児の肺炎球菌感染症)

生後2か月から60か月に至るまで(5歳未満)
※接種開始月齢によって接種回数異なります。

B型肝炎

1歳未満の乳児

【お問い合わせ】
保健センター TEL 0954-63-3373

子どもの福祉

子どもの医療費助成

対象者

0歳から中学3年生まで

対象医療費

入院・通院・調剤

※保険適用に限る※食事療養費は対象外

自己負担額

ひと月・1医療機関につき

【入院】上限1,000円

【通院】上限500円を2回まで

【調剤】無料

助成方法

受給資格証を使用する場合

医療機関窓口で「受給資格証」を提示すると、窓口負担は自己負担額となります。

●未就学児については、下記の県外指定医療機関で制度の利用ができます。

- 聖マリア病院(久留米市)
- 久留米大学病院
- 福岡市立こども病院
- 佐世保市立総合病院
- 佐世保共済病院

●重度心身障がい者、ひとり親家庭等の方は、子どもの医療費助成の資格証利用後、500円/月を超えて支払った場合は、各医療費助成制度による申請が可能です。

●災害共済給付(日本スポーツ振興センター)に該当する学校管理下でのけが等での受診は、「子どもの医療費受給資格証」の利用ではなく、災害共済給付金制度を優先してください。

●自動車事故等、第三者からの加害行為等で受診された場合は、福祉課までご連絡ください。

※以下の場合、市の窓口で払い戻しを受けるための申請が必要です。

- (1) 柔道整復師等(整骨院、接骨院、はり、きゅう)から施術を受けたとき
- (2) 受給資格証の未提示により、自己負担額を超えて支払ったとき
- (3) 県外の医療機関で受診したとき
- (4) 治療用装具を購入したとき



払い戻しを受ける場合

●医療機関で医療費を支払ったあと、「子どもの医療費助成申請書」に必要事項を記入し、領収書を添えて福祉課に申請してください。

●領収書がない場合や保険点数が不明な場合は、医療機関から証明を受けてください。

●申請書は福祉課窓口で受け取るか鹿島市ホームページからダウンロードできます。→子どもの医療費助成申請書

申請時の注意点

- 申請書は診療月、医療機関ごとにそれぞれ1枚必要です。
- 初めて申請する際は、通帳のコピーを添付してください。(支店名および口座番号のわかるページ)
- 申請期間は医療費を支払ってから1年以内です。
- 自己負担額を超えて支払った場合、加入保険で高額療養費の手続きをしてから、高額療養費支給決定通知書を添付し助成申請をしてください。自己負担金から高額療養費を控除して助成します。
- 加入保険に附加給付がある場合は、一部負担金から附加給付金を控除した額を助成しますので、加入保険の附加給付制度をご確認ください。
- 災害共済給付(日本スポーツ振興センター)に該当する場合、重複して受給はできません。

様式第6号(第8条関係)

(表)

子どもの医療費助成申請書			
鹿島市長		年 月 日	
住所		氏名	
申請者(保護者)		電話	
子どもの医療費の助成を受けたいので申請します。			
子どもの氏名	生年月日	年 月 日	
加入保険	☐ 国保 ☐ 協会けんぽ ☐ 変更あり(変更申請をしてください) ☐ 変更なし		
振込先	☐ 初めて申請する。 ☐ 振込先を変更する。 ☐ 振込先に変更なし。		
銀行	本店	口座番号	
農協	支店	口座名義人	
金庫	支所		
組合	出張所		

※この申請書は、医療機関(総合病院は診療科)ごと、月ごとに1枚必要です。医療費支払後、1年以内に申請してください。

以下は医療機関等の記入欄です(領収書を紛失した場合など)

診療月	年 月 分	
区分	☐ 入院 ☐ 入院外 ☐ 歯科 ☐ 調剤 ☐ 訪問看護	
入院	期間 年 月 日から 年 月 日(入院日数 日)	
入院	総医療費(総点数×100) 円	一部負担額 円
入院外	1回目 月 日 総医療費(総点数×100) 円	一部負担額 円
入院外	2回目 月 日 総医療費(総点数×100) 円	一部負担額 円
入院外	3回目以降 月 日以降(日開) 総医療費(総点数×100) 円	一部負担額 円
医療機関等証明欄	装具および治療用眼鏡等療養費 円 一部負担額 円 上記の一部負担金を領収いたしました。 年 月 日 医療機関等 所在地 名称 代表者	

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119

子どもの福祉

ひとり親家庭等医療費助成

『母子家庭』『父子家庭』『父母のいない児童』『一人暮らしの寡婦』が、病院などの医療機関で診療を受けた場合、医療費の一部負担金(保険診療分)を助成します。ただし、ひと月500円までは個人負担となります。

なお『寡婦』については、ひと月につき一部負担金から1,000円を控除した額の半額が支給金額となっています。

助成対象者

- 児童扶養手当の支給要件を満たしている児童、または父母のいない児童
 - 母子家庭、父子家庭の母および父
 - かつて母子家庭であった健康保険被保険者本人である一人暮らしの母親(寡婦)
- ※公的年金の受給者も該当します。ただし、前年の所得が一定額以上あるときは助成できません。

助成期間

- 児 童…18歳に達する年度の3月31日まで
- 母・父…児童が20歳に達する前日まで
- 寡 婦…75歳に達する月まで

申請時の注意点

※左の28ページ「申請時の注意点」を参照。

中学3年生までの児童・生徒について、ひと月500円以上の支払いがあった場合は「ひとり親家庭医療費」の助成申請書にて申請してください。

更新の手続き

この助成を受給中の人は、毎年『ひとり親家庭等医療費助成受給資格証』の更新手続きが必要です。更新を行わないと9月1日から翌年8月31日までの助成ができませんので、ご注意ください。

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119



すこやか教室

すこやか教室は鹿島市、および近隣市町村に在住している心身(言語面、身体面、精神面)の成長や発達に遅れや心配のある就学前の子どもたちの療育の場です。

対象者

就学前の心身の成長や発達に心配のある子ども

定員

一日利用人数10人

通園方法

- 保護者同伴の通園が原則
- 地域の保育園や幼稚園に通っている子どもは週1～2回併用通園可
- 在宅児は毎日通園可(月曜から金曜)

期間

1年を原則(定員に余裕のある場合 随時受付)

療育内容

曜日ごとに年齢や訓練内容(肢体訓練、作業訓練、言語訓練)で子どもたちを分けて少人数制で療育を行なっています。

すこやか教室は鹿島市以外にも広域に受け入れをしており、保護者同士の情報交換の場です。定期的に保護者同士の勉強会を行っています。施設見学・療育キャンプ・クリスマス会などいろいろな行事があります。

個別訓練

専門スタッフと連携をとり、肢体訓練、言語訓練、作業訓練、音楽療法など日々の療育に取り入れています。

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119



子どもの福祉

児童扶養手当

児童扶養手当とは、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している人の生活安定と自立を助け、子どもの心身の健やかな成長のために支給される手当です。

児童扶養手当を受給するためには、福祉課への申請が必要です。手当は原則として「申請月の翌月分」からの支給になります。

支給対象

次のいずれかに該当する子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ども。身体または精神に中度以上の障がいのある場合は20歳未満の子ども）を監護し、かつ、生計を同じくしている母、父または、父母に代わってその子どもを養育している人です。

- 父母が婚姻を解消（離婚等）した子ども
- 母または父が死亡した子ども
- 母または父が一定程度以上重度の障がいの状態にある子ども
- 母または父の生死が明らかでない子ども
- 婚姻によらないで生まれた子ども
- 母または父が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- その他（母または父から1年以上遺棄されている子ども、母または父が1年以上拘禁されている子どもなど）

注：支給要件に該当しても、子どもが児童福祉施設に入所したとき、または請求者および児童が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けるときや前年所得が一定以上あるときなどは手当が支給されない場合があります。

支給金額（月額）

※平成29年4月1日現在
受給資格者が扶養する子どもの人数や所得などで決められます。

子ども1人の場合

- 全額支給の人 42,290円
- 一部支給の人 9,980円～42,280円

子ども2人目の加算額

- 全額支給の人 9,990円
- 一部支給の人 5,000円～9,980円

子ども3人目以降の加算額（1人につき）

- 全額支給の人 5,990円
- 一部支給の人 3,000円～5,980円

支給時期

4月、8月、12月にそれぞれの前月分までが支給されます。
※原則11日が支払日です。
※支払通知はありません。

現況届

児童扶養手当を継続して受給するためには、毎年8月に現況届が必要です。この届け出がないと、8月分（12月支払）以降の手当が受給できませんのでご注意ください。

認定手続き

- 手続きに必要なもの
 - ・戸籍謄本 ・印かん
 - ・マイナンバーがわかるもの（受給者・子ども）
 - ・通帳 ・その他

受給中の人が氏名や住所を変更した場合は、14日以内に手続きをしてください。（市外へ転出される場合は、新住所地で住所変更の手続きも必要です）

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119

児童手当

支給金額（月額）

0歳～3歳 …15,000円（一律）
3歳以上～小学校修了前（第1子・第2子）…10,000円
3歳以上～小学校修了前（第3子以降）…15,000円
中学生…10,000円（一律）
※所得制限に該当する世帯については、中学生以下1人につき一律5,000円が支給されます。

支給時期

2月…10月分～1月分
6月…2月分～5月分
10月…6月分～9月分
※転出等により鹿島市での受給権が消滅した場合は、上記支給時期より早く随時で支給されることがあります。

支給対象となる児童

0歳から中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）前の子ども

請求者（受給者）

対象となる児童を養育している人

認定請求が必要なとき

- 子どもが生まれたとき
（公務員の人は職場に申請してください。）
- 鹿島市に転入するとき
- 公務員ではなくなったとき ほか
※出生の場合は「出生日」、転入の場合は前住所地での「転出予定日」から15日以内に『認定請求書』を提出しない場合、児童手当を支給できない月が発生する場合があります。早めの手続きをお願いします。

子どもの福祉

認定請求に必要なもの

- 印かん ● 受給者名義の預金通帳
- 受給者の健康保険証
- 父母のマイナンバーがわかるもの
- 子どもの住民票全部事項証明書（本籍・続柄の記載が必要）
（子どもの住民票が市外にある場合）、別居監護・生計同一申立書
- 被用者年金加入証明書（医師国保、歯科医師国保および建設国保に加入している人で、かつ、厚生年金に加入している人）

その他の手続き

- 認定後、次のような事由が発生したときは手続きが必要です。
- 新たに児童が生まれたとき
 - 児童と別居する等養育関係に変更があったとき
 - 児童が児童福祉施設等に入所したとき

放課後児童クラブ

鹿島市では、重点施策として取り組んでいる「子育て支援事業」の一環として、放課後児童対策（放課後児童クラブ）を市内全小学校（7校）で運営し、保護者の子育て支援を行っています。

対象者

各小学校区の児童（小学1年生～小学6年生）

入部要件

昼間、保護者（父母および65歳未満の祖父母）が就労などで不在の家庭

開設日・開設時間

- 月～金曜日：放課後（おおむね14時）～18時10分
- 土曜日：7時30分～18時10分
- 長期休暇中：7時30分～18時10分
- 延長利用（月～金のみ）：19時まで

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119



- 受給者が公務員になったとき
- 受給者の氏名が変更になったとき
- 受給者又は児童が亡くなったとき
- 振込口座を変更したいとき

現況届

手当を引き続き受給できるか、所得制限にかかっているかを確認する「現況届」は毎年6月に受給中のすべての人が提出する必要があります。

提出がない場合は、10月期（6月～9月）分以降の手当が受給できなくなります。

※5月中に認定請求書を提出し、6月分からの支給として認定された人は、翌年度から現況届を提出してください。

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119

学校名	クラブ名	開設場所
鹿島小	わんぱくリス ☎63-3242	小学校敷地内 専用施設
	わんぱくパンダ ☎62-1096	
	わんぱくキリン ☎63-6520	小学校内 専用施設
明倫小	げんき ☎62-9121	明倫堂
	ほがらかA ☎62-6971	体育館 ミーティング ルーム
	ほがらかB ☎62-6972	
北鹿島小	かがやき ☎63-4850	専用施設 （旧農村婦人の家）
能古見小	すぎの子 ☎62-3388	余裕教室
浜小	光の子A ☎63-2441	むつごろう荘
	光の子B ☎63-6012	余裕教室
古枝小	ひまわりA ☎63-3438	小学校敷地内 専用施設
	ひまわりB ☎62-6688	
七浦小	ゆめっ子 ☎62-8165	余裕教室
七浦小 音成分校	星の子 ☎63-6569	余裕教室



保育所・認定こども園・幼稚園

幼稚園・認定こども園

幼稚園は、子どもに適切な環境を与え、心身の発達を助長する学校教育法に基づく『教育施設(学校)』です。教育要領にのっとり、充実した幼児教育が受けられます。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち0～5歳のお子さんが通園できる施設です。0～2歳のお子さんが通園する場合は、保育の必要性の認定を受けることが必要です。3歳～5歳のお子さんは保護者の就労状況が変化した場合でも園を継続して利用できます。

入園資格

幼稚園、認定こども園(教育認定)は、毎年4月1日現在で、満3歳になる子どもから対象になります。また、学区がありませんので、どの幼稚園にも申し込みができます。

認定こども園(保育認定)は右の「入所資格」をご覧ください。

申込方法

入園説明会や園内見学を通して、各園の『教育方針』『入園料・保育料』を確認し、自分の子どもに合った施設を選び、直接申し込んでください。

教育・保育時間

幼児期の『健全な心と体の発達』の観点から4時間が理想的な教育時間であり、子どもが快適に過ごせる時間といえます。また、子育て支援の見地から、長時間預かりも実施しています。(実施時間は幼稚園によって異なります。)

教育内容

文部科学省の教育要領が定める教育課程をそれぞれの幼稚園の教育方針に従って指導・展開されています。遊びを中心とした生活を通じて、身の回りの人や物と関わりながら、『健康』『人間関係』『環境』『言葉』『表現』の5領域に情操教育を含め、バランスのとれた教育を実施しています。

費用

毎月の保育料などががかかります(毎年9月に保育料が改定されます)。

保育料は保護者(扶養義務者)の(市民税の)所得割額、子どもの年齢(3歳未満児、3歳児、4歳児以上)、預けている子どもの人数・認定区分によって変わってきます。施設によって保育料が変わることはありません。

一時預かり保育

保育所を利用していない家庭でも、一時的に家庭で保育できない場合は、保育所で児童を預かることができます。

定員等により受け入れできない場合があります。

- 利用可能日数
週3日以内かつ月13日以内
- 利用時間
8:00～17:00

●利用料金

4時間以内 1,000円
4時間超 2,000円

※別途、食費がかかることがあります。

保育所

保育所は児童福祉法に基づく『福祉施設』であり、家庭で保育ができない子どもを預かり家庭保育の一部を代行します。

申込方法

毎年11月から随時受付を行っています。「入所申込書」を提出してください。(右参照)

※市のホームページからダウンロードできます。

定員を超えるときは、入所できない場合やご希望に添えないこともありますので、お早目にご相談ください。

入所資格

小学校入学前の子どものうち、保護者が次の保育の必要な事由に該当する必要があります。

- ①就労している
(一時預かり事業に該当する短時間就労の場合は除く)
- ②産前2か月から産後2か月以内である
- ③病気をしているか、心身に障がいがある
- ④同居または長期入院している親族などを介護または看護している
- ⑤災害などの復旧にあたっている
- ⑥求職活動(起業準備を含む)をしている
- ⑦就学(職業訓練を含む)している
- ⑧虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要である
- ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である などのです。

費用

毎月の保育料などががかかります(毎年9月に保育料が改定されます)。

保育料は保護者(扶養義務者)の(市民税の)所得割額、子どもの年齢(3歳未満児、3歳児、4歳児以上)、預けている子どもの人数によって変わってきます。施設によって保育料が変わることはありません。

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119



保育所・認定こども園・幼稚園



「認定こども園」って、よく聞くけど、これまでの幼稚園・保育園とどう違うの？

認定こども園とは、幼児教育・保育を一体的に行う施設です。幼稚園と保育所の両方のよさをあわせもっている施設だと言えるでしょう。

認定は都道府県で行い、条例により認定内容が定められています。独自の基準を設けている所もあり、例えば佐賀県では満3歳以上児の1学級の園児数を、国の基準が35人以下としているのに対し、満3歳以下児20人以下(学級担任を2人以上置く場合は35人以下とすることができる)、満4歳以上児から35人以下という独自の設定を行っている所もあります。認定こども園は家庭の事情や地域の実情などに応じて選択ができるように4つの種類に分けられています。以下でそれぞれ見ていきましょう。

(1) 幼保連携型

幼稚園教育要領に基づく幼稚園の機能と保育所保育指針に基づく保育所的機能、両方の機能をあわせもち、小学校児童との交流の機会や小学校との連携などを図り、円滑に小学校へ進み教育が受けられるようにと考えられた単一の施設として、認定こども園の機能を果たしています。

(2) 幼稚園型

公立や私立の認可幼稚園がもととなっているタイプです。保育が必要なお子さまのための保育時間を確保して長時間預かりを実施したり、0歳からのお子さまを預かったりするなど、保育所的な役割を備えて認定こども園としての機能を果たしています。

(3) 保育所型

公立や私立の認可保育所がもととなっているタイプです。保育が必要なお子さま以外のお子さまを受け入れるなど、就労していない保護者も利用できる幼稚園的な役割を備えることで、認定こども園としての機能を果たしています。

(4) 地方裁量型

幼稚園および保育所のいずれについても認可のない地域の教育・保育施設がもととなっているタイプで、待機児童解消のため、新たに認定こども園とし、その機能を果たしています。



(第 号様式)
施設型給付費 地域型保育給付費等 支給認定申請書 兼入所申込書
平成 年 月 日
保護者氏名 印
鹿 島 市 長 様
次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請に係る 小学校就学前 子ども	氏 名 (ふりがな)	生年月日	年 齢	性 別
保護者住所				
連絡先	自 宅 電 話 番 号	— —		
	携帯電話 ()	— —		
	携帯電話 ()	— —		
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。			
保育の希望の有無	有 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所・認定こども園に保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む)			
	無 幼稚園・認定こども園の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)			

①世帯の状況 ※同居所に住んでいる人全員について記入して下さい。別居の父母の養育権に住所を記入して下さい。

区分	氏 名	児童との続柄	生年月日	年齢	性別	勤務先又は学校名等	前年度分(当年度分)市町村民税額	備考
児童の世帯員			年 月 日					
			年 月 日					
			年 月 日					
			年 月 日					
			年 月 日					
			年 月 日					
			年 月 日					
			年 月 日					
家庭の状況(※該当がある場合のみ)		☐ ひとり親家庭 ☐ 障がい児(者)同居世帯(名前)						
生活保護の適用(※該当がある場合のみ)		平成 年 月 日 保護開始						
過去1年以内の住所変更(※該当がある場合のみ)		平成 年 月 日 転居) 旧住所 県 市・郡 町						

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

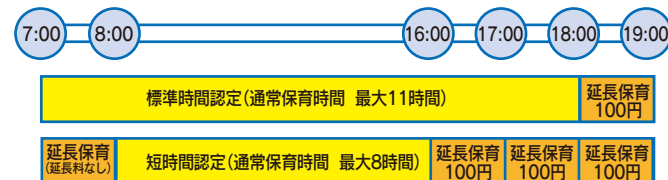
利用を希望する期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	施設(事業者)名・希望理由	事業所番号
利用を希望する施設(事業者)名	第1希望	(希望理由)	
	第2希望	(希望理由)	
	第3希望	(希望理由)	

(表面)

延長保育

保育の必要量に応じた利用可能時間を超える施設の利用は延長保育となります。

(例)施設の利用可能時間が7時～18時で延長保育時間が19時までの場合。



その他の保育事業について

●病児・病後児保育(24ページをご覧ください)

病気回復期にあるお子様を自宅で保育できない場合、小児科医に併設した保育室で一時的にお預かりします。

●子育て短期支援事業(24ページをご覧ください)

家庭において、一時的に児童の養育が困難になった場合に、施設において、一定期間養育・保護を行います。



施設一覧

	施設名(五十音順)	電話番号	サークル	園庭開放
①	鹿島カトリック幼稚園	0954-62-3052	○	○
②	明朗幼稚園(認定こども園)	0954-62-3645	○	○
③	旭ヶ岡保育園	0954-63-0195	○	○
④	アソカ保育園	0954-62-2379	—	—
⑤	飯田保育園	0954-62-8949	—	○
⑥	おとなり保育園	0954-62-8313	—	○
⑦	海童保育園	0954-62-0627	—	—
⑧	鹿島保育園	0954-62-3484	—	○
⑨	ことじ保育園	0954-63-1335	○	○
⑩	誕生院保育園	0954-62-0810	○	—
⑪	共生保育園	0954-63-5062	—	○
⑫	七浦保育園	0954-63-1401	—	—
⑬	能古見保育園	0954-63-3315	—	○
⑭	保育所めぐみ園	0954-63-4450	—	○
⑮	みどり園	0954-62-2580	—	—
⑯	若草保育園	0954-62-2834	—	—

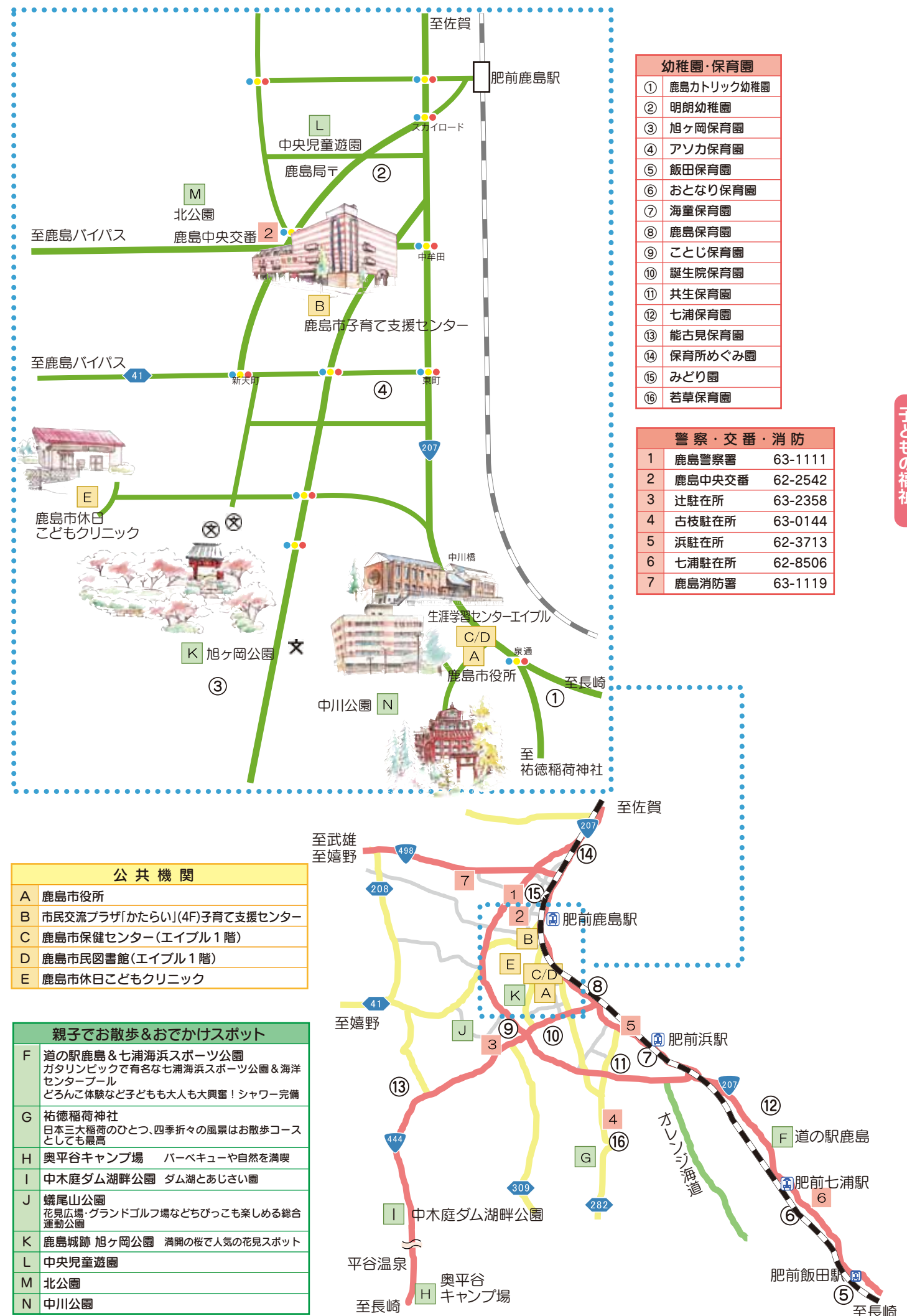
園庭を開放している園では、通園の有無にかかわらず地域の乳幼児と保護者が自由に遊ぶことができます。
園庭開放・サークル開催は園により時間帯など異なりますので事前にご確認ください。

●子育てサークル(子育て支援センター)

子育てひろば『わ・わ・わ ぱっと』で毎月開催しています。季節に応じた行事、手遊び、運動遊びや、読み聞かせ等を通して、子ども同士、親同士の交流を広げる場所です。一緒に楽しく過ごしましょう！

●「ひろばの集い」

開催日時はHPや毎月1日発行の「広報かしま」・facebookでご確認ください。



子育て支援施設一覧

相談機関名	相談・業務内容	電話番号	住所
子育て支援センター (市民交流プラザ かたらい4階)	●子育てひろば「わ・わ・わぼっと」運営 ●子どもや家庭に関する相談 ※「どこに相談したらいいかわからない」時も、 まずはご相談ください。 必要時は専門機関を紹介します。	0954-63-0874	高津原 4326-1
福祉課 (市役所1階)	●児童手当 ●子どもの医療費助成 ●ひとり親家庭への支援 (児童扶養手当、医療費助成、 就学資金貸付など) ●障がい児への支援 (特別児童扶養手当、医療費助成など) ●保育所・認定こども園 ●放課後児童クラブ ●病児・病後児保育について ●民生委員について	0954-63-2119	納富分 2643-1
幼稚園	※入園の手続き等は、各幼稚園にお問い合わせください。		
保健センター (エイブル1階)	●母子健康手帳交付 ●2か月児相談 ●予防接種 ●乳幼児の健康診査 (4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児) ●赤ちゃん相談(身体測定・個別相談) ●離乳食教室(前期・後期) ●幼児食教室 ●母子保健推進員について ●不妊治療費助成 ●養育医療費助成 ●低体重児出生届出	0954-63-3373	納富分 2700-1
生涯学習課 (市役所2階)	青少年健全育成 (放課後の子ども教室…ヒカルの碁鹿島ス クール、体育館開放など)	0954-63-2125	納富分 2643-1
鹿島市シルバー 人材センター	家事、子どもの見守りなどのサポート (有料)	0954-63-0970	納富分 3209-2
杵藤 保健福祉事務所	●不妊治療 ●小児慢性特定疾患治療 ●小児発達相談 ●レディース健康相談 ●福祉に関する相談	0954-22-2103	武雄市武雄町 昭和265
佐賀県総合福祉 センター (中央児童相談所)	子育ての悩みや不安に関する相談	0952-26-1212	佐賀市天祐 1-8-5

医療機関一覧

医療機関名(五十音順)	電話番号	住所	予防接種
犬塚病院 (内科 / 呼吸器科 / 消化器科 / 循環器科 / 放射線科 等)	0954-63-2538	高津原602-3	
織田病院 (内科 / 外科 / 皮膚科 / 耳鼻咽喉科 / 乳腺 外科 / 放射線科 / 麻酔科 等)	0954-63-3275	高津原4306	
志田病院 (小児科 / 内科 / リウマチ科 / 外科 / 消化 器科 / 整形外科 等)	0954-63-1236	中村2134-4	○
下河辺眼科医院	0954-63-3046	中村149-1	
鈴木内科クリニック (内科 / 呼吸器科)	0954-69-8161	山浦甲358-1	
高木眼科医院	0954-62-3200	高津原3768-1	
田中医院 (小児科 / 内科 / 呼吸器科 / 胃腸科 / 循環器科)	0954-63-4080	納富分733	○
中村医院(外科 / 胃腸科)	0954-63-9234	古枝甲837-2	
納富病院 (内科 / 外科 / 消化器科 / 循環器科 / 皮膚科 / 泌尿器科 / 眼科 等)	0954-63-1117	高津原4320-1	
西岡内科クリニック(内科)	0954-63-4090	高津原3777-1	
稗田産婦人科クリニック	0954-63-3309	高津原4045-2	○
別府整形外科 (内科 / 整形外科 / リハビリテーション科)	0954-63-3063	高津原3523-1	
ホロス光武クリニック(婦人科 / 内科)	0954-63-3466	納富分2938	
村山小児科医院	0954-63-1158	高津原3608	○
森田医院(内科 / 外科)	0954-63-3956	納富分4076-3	○
薬師寺医院(内科 / 外科 / 消化器科)	0954-63-5281	浜町1280-1	
ようこクリニック(皮膚科)	0954-68-0007	高津原4321-7	
わしざき耳鼻咽喉科	0954-69-0222	納富分甲41-1	
嬉野医療センター (小児科 / 内科 / 外科 / 整形外科 / 眼科 耳鼻咽喉科 / 産婦人科 等)	0954-43-1120	嬉野町下宿丙 2436	